

議案第50号

三朝町税条例等の一部改正について

次のとおり三朝町税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月15日

三朝町長 吉田秀光

三朝町税条例等の一部を改正する条例

（三朝町税条例の一部改正）

第1条 三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書<u>1通</u>ごとに300円とする。</p>	<p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書<u>1枚</u>ごとに300円とする。</p>

	<u>2 前項の証明書の枚数の計算については、年度、証明事項等を基準として規則で定める。</u>
--	--

(三朝町手数料条例の一部改正)

第2条 三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動後号を削る。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>動産又は不動産に関する証明(土地にあっては3筆まで、家屋にあっては3棟までをもって1件とし、1筆又は1棟を増すごとに30円を加算する。)</u> <u>1件につき300円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>

(11) 略  
(12) 略  
(13) 略  
(14) 略  
(15) 略  
(16) 略  
(17) 略  
(18) 略  
(19) 略  
(20) 略  
(21) 略  
(22) 略  
(23) 略  
(24) 略  
(25) 略  
(26) 略  
(27) 略  
(28) 略  
(29) 略  
(30) 略  
(31) 略  
(32) 略  
(33) 略  
(34) 略  
(35) 略  
(36) 略  
(37) 略  
(38) 略  
(39) 略  
(40) 略  
(41) 略  
(42) 略

(12) 略  
(13) 略  
(14) 略  
(15) 略  
(16) 略  
(17) 略  
(18) 略  
(19) 略  
(20) 略  
(21) 略  
(22) 略  
(23) 略  
(24) 略  
(25) 略  
(26) 略  
(27) 略  
(28) 略  
(29) 略  
(30) 略  
(31) 略  
(32) 略  
(33) 略  
(34) 略  
(35) 略  
(36) 略  
(37) 略  
(38) 略  
(39) 略  
(40) 略  
(41) 略  
(42) 略  
(43) 略

2 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に申請、依頼等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。